

平成29年5月1日

(実施機関)  
名古屋市長

審査請求人 田中 智之 印

## 審査請求書

次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求人の氏名及び住所又は居所  
田中 智之、名古屋市中区丸の内二丁目7番19号 丸の内タナカビル5階 田中智之法律事務所 052-218-3655
- 2 審査請求に係る処分の内容  
実施機関が平成29年4月28日 29健食第26-2号により審査請求者に対してした、対象文書を食品営業者台帳（請求に係るもの）、決定の種類を一部開示決定、行政文書の一部を公開しない理由を「名古屋市情報公開条例第7号第1項第1号に害する個人の住所は通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とします。」とする決定
- 3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日  
平成29年4月28日
- 4 審査請求の趣旨  
審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を開示せよ。
- 5 審査請求の理由  
審査請求者は、食品衛生法第52条第1項に基づき都道府県知事が営業を許可している、事業者の住所氏名の公開請求をしている。愛知県では、本書の添付書類として提出した、愛知県知事作成の平成27年10月9日付行政文書開示決定通知書のとおり、事業者の住所氏名は公開される。名古屋市と愛知県では扱いが相違することになるが、かかる扱いは請求者側からすれば、名古屋市と愛知県とでは平等な取扱いを受けていないこととなっており、法の下での平等原則が貫徹されていないことになる。条例を異にすることは相違を正当化するものではない。今回の混乱は、実施機関が名古屋市情報公開条例第7号第1項第1号の解釈を誤っているため惹起されていると思料する。
- 6 実施機関による教示の有無及びその内容  
「本件処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。
- 7 添付書類  
平成27年10月9日付行政文書開示決定通知書 以上